

商品先物取引業務規則

カネツ商事株式会社

商品先物取引業務規則

第1条（目 的）

この規則は、国内商品市場における取引（以下「商品先物取引」という。）に係る受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定める。

なお、電子取引等の「商品先物取引業務規程」に関しては別に定める。

第2条（管理担当組織）

当社は、受託業務に係る管理体制を明確にするため、本店管理部を主体として、本店および支店ごとに管理担当者を配置する。

2. 受託業務に係る総括管理および次条に定める管理担当者の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者および統轄責任者を置く。

3. 本店および支店に顧客管理責任者を置く。

4. 総括責任者、統轄責任者および顧客管理責任者は、次の者がその任にあたる。

(1) 総括責任者は、管理部の取締役とする。

なお、総括責任者が不在の場合は、統轄責任者がその任にあたる。

(2) 統轄責任者は、部長職以上の者とする。

(3) 顧客管理責任者は、課長職以上の者とする。

なお、当該責任者が不在の場合は、次席の者がその任にあたる。

5. 顧客管理の充実を図るため、本店および支店に顧客サービス課を配置する。

6. 顧客管理に係る審査を行うため、本店管理部内に審査課を置く。

第3条（管理担当者の職務）

当社は、受託業務に係る運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当者の職務を定める。

(1) 総括責任者

①総括責任者は、関係必要書類の精査および本規則の遵守状況を確認し、必要に応じ、統轄責任者ならびに顧客管理責任者に対して指示、指導を行う。

②総括責任者は、本規則に定める管理措置の遂行状況および遵守状況を定期的に取り締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合は、取締役会に諮り、具体的改善措置を講ずる。

(2) 統轄責任者は、総括責任者の補佐を行う。

(3) 顧客管理責任者は、本規則に定める管理措置について、職務遂行の任に当たる。

(4) 顧客サービス課は、顧客の面談等を主な職務とする。

(5) 審査課は、顧客の適合性の審査等を主な職務とする。

第4条（商品先物取引不適格者参入防止）

当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘および受託を行わない。

(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害と認められる者

(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引を行うに当たり支障をきたすと思われる疾病がある者
- (5) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (8) 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引について、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引を望まない者

第5条（不適当と認められるおそれのある勧誘）

当社は、原則として次の各号の一に該当する、適合性の原則に照らして不適当と認められるおそれのある勧誘は行わない。ただし、本条第2項に定める例外の要件を満たす場合はこの限りでない。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）に対する勧誘
 - (2) 一定以上の収入を有しない者（年収500万円未満）に対する勧誘
 - (3) 75歳以上の者に対する勧誘（当社と取引中の顧客は除く）
 - (4) デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘
 - (5) 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に対する勧誘
2. 前項に掲げる勧誘について不適当と認められないための例外の要件は、顧客本人が「適合性の原則に照らして不適当と認められるおそれのある勧誘の対象者であること」を理解しているとともに、以下に掲げる不適当と認められないための例外の要件を満たすことを要する。
- (1) 前項第1号ないし第3号に該当する者にあつては、顧客が商品先物取引で損失を被っても生活に支障のない程度の資産を有していること
 - (2) 前項第3号に該当する者にあつては、家族の同意を得られること
 - (3) 前項第4号に該当する者にあつては、顧客がデリバティブ取引の経験はないものの、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していると確認できること
 - (4) 前項第5号の場合にあつて、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失となっても生活に支障のない範囲で設定されていることおよび新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること
3. 勧誘の過程において、顧客が本条項に照らして不適格者と判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。

第6条（適合性および勧誘・受託の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するため、参入する者の適合性を的確に判断することとし、次の各号に定める要領により、勧誘および受託の審査を行う。ただし、顧客が前条第1項第1号ないし第4号に該当することが判明した場合には、同条第2項第1号ないし第3号の条件を満たしていることを書面により確認し、総括責任者が勧誘および受託の審査を行う。

- (1) 取引参入に係わる勧誘の適否の判断のため、顧客に関する見込客調査表を作成、顧客管理責任者が属性を精査し、管理部審査課へ審査依頼をする。
- (2) 管理部審査課は、審査依頼をされた見込客調査表を基に勧誘の適否の判断を行い、その判断根拠等を具体的に記載した書面を作成する。

- (3) 勧誘は前号の審査により適と判断された顧客に対して行うこととし、口座設定申込書等必要書類を入書した後に、管理部顧客サービス課が顧客と面談等を行い、面談内容について顧客管理責任者および統轄責任者に報告する。
- (4) 顧客から取引の申し出があった場合には、顧客管理責任者の精査を経た後、統轄責任者が受託の適否について審査を行う。
- (5) 受託の適否についての審査前に約諾書の差入れ、証拠金の受け入れおよび取引の受注は行わない。
- (6) 総括責任者および統轄責任者は審査における判断根拠等を具体的に記載した書面を作成する。

第7条（勧誘等における禁止事項および勧誘を受ける意思の確認）

当社は、以下の各項目について留意し、勧誘を行う。

(1) 断定的判断の提供の禁止

当社は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げてその委託を勧誘しない。

(2) 再勧誘の禁止

当社は、委託を行わない旨または勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示をした個人顧客について、当該顧客の各種名簿からの削除および「電話発信規制装置」に登録し、再勧誘を防止する。ただし、当社にて他の取扱商品の契約等を締結している顧客は除く。

(3) 迷惑勧誘の禁止

当社は、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で以下に掲げる勧誘を行わない。ただし、時間・場所・方法についての顧客による事前の具体的な指示または承諾に基づく場合を除く。

- ①午後9時から午前8時までの時間帯、および勤務時間中等の迷惑な時間帯の勧誘
- ②顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘
- ③顧客に対し大声を上げる等威迫し、困惑させまたは不安の念を生じさせる勧誘
- ④顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法による勧誘

(4) 勧誘を受ける意思の確認

当社は、勧誘を行うのに先立ち、当社の商号、勧誘を行う者の氏名および商品取引契約の締結についての勧誘である旨を告知し、顧客がその内容を理解した上で勧誘を受ける明確な意思表示がなければ勧誘を開始しない。

(5) 不招請勧誘の禁止

当社は、商品市場における相場等に係る変動により損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれのある商品取引契約に基づく取引（以下「通常取引契約」という。）について、個人顧客から当該契約の締結に係る勧誘の招請がなければ勧誘を開始しない。

第8条（口座設定申込書および顧客カードの整備）

当社は、顧客の属性を把握し受託の適否を審査するため、顧客に対し、以下に掲げる事項を記載した口座設定申込書の提出を求める。

(1) 氏名、住所、連絡先および勤務先

- (2) 職業、生年月日、性別および家族構成
- (3) 資産および年収の状況
- (4) 投資可能資金額等
- (5) 商品デリバティブ取引、証券取引および為替証拠金取引の経験の有無と程度
- (6) お取引の意思
- (7) その他必要と認める事項

2. 当社は、適切な顧客管理を行うため、前項の口座設定申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成する。

3. 顧客管理責任者は、顧客カードの内容を精査するとともに、第2条第2項に定める総括責任者のもとに備え付ける。

4. 顧客カードの記載事項については、顧客からの属性変更の申し出がある都度更新する。

第9条（勧誘の際の説明義務）

当社は、通常取引契約の委託の勧誘にあたっては、「契約締結前交付書面（含む別冊）」および「入門のしおり」、損失限定取引契約の委託の勧誘にあたっては、「契約締結前交付書面」「注文の種類と約定条件」および「損失限定取引のしおり」を事前に交付するとともに、これらを用いて以下に掲げる事項をわかりやすく説明するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～40倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、通常取引契約においては預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること
- (3) 損失限定取引契約においては、相場の変動による損失が一定の額を超えた場合には、顧客の決済注文を待たずに取引の決済を行うので、損失の額が取引証拠金の額を上回ることがないこと
- (4) 取引証拠金等に関する事項（通常取引契約においては、相場の変動によって追加的に預託する維持証拠金不足額等その発生する仕組みについても説明する。）
- (5) 委託手数料に関する事項（取引の損益に加えて委託手数料が必要であることを説明するとともに、委託手数料は売り、買い双方の取引に必要か否か等についても説明する。）
- (6) 禁止行為の概要および当該行為が禁止されている趣旨等
- (7) その他商品先物取引法施行規則第104条に定める事項

2. 顧客に口座設定申込書の提出を求める前に、投資可能資金額とは取引の結果（委託手数料含む）が「損失となっても生活に支障のない範囲で定める資金額」であることを分かりやすく説明し、理解させる。

第10条（商品先物取引未経験者等に係る保護措置）

当社は、直近3年間で3ヵ月以上の「通常取引契約」の経験を有しない者を未経験者とし、取引開始から3ヵ月を経過するまでの間、以下に掲げる措置を講ずる。

- (1) 委託者当初証拠金必要額の目安は、顧客の申告した投資可能資金額の3分の1までに制限

する。

(2) 当該顧客が前号の取引量を超える取引を希望する場合にあっては、当該顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できることに加え、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていることのほか、自らが当該取引を希望すること及び商品先物取引に習熟していることが例外要件であると理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、総括責任者が許可した場合に限り、これを認める。

(3) 損失限定取引契約については、未経験等に係る保護措置を講じない。また、3ヶ月以上の経験を有していても、保護措置解除の条件となる経験を有する者とはみなさない。

第11条（日常業務における顧客管理）

当社は、本店管理部を中心として顧客の取引状況、投資可能資金額および取引内容等について、常時精査を行う。

2. 本店管理部の指示により、管理部顧客サービス課員は顧客と面談等を行い取引内容の確認を行うなど顧客との意思の疎通を図る。
3. 営業部門に対し指導が必要と認められた場合は、総括責任者の指示により統轄責任者を通じ、顧客管理責任者および担当の営業社員の指導を行う。

第12条（習熟期間終了による取引制限解除）

当社は、第10条に定める未経験者に係る管理措置について、通常取引を開始から3ヵ月間を経過した顧客からの申し出があった場合、顧客管理責任者が当該申し出を総括責任者に申告し、総括責任者が認めた顧客については取引量の制限を解除することができる。

第13条（取引証拠金の額）

当社は、委託者証拠金等として、委託者当初証拠金および委託者維持証拠金を定める。委託者当初証拠金は、取引を開始するのに必要な額であり、委託者維持証拠金は、取引を継続するために必要な額である。

2. 委託者維持証拠金額は、全ての取扱商品について、株式会社日本商品清算機構が定める額をもとに、取締役会にて定める。
3. 委託者当初証拠金額（損失限定取引の委託者当初証拠金額を含む）は、取締役会にて定める。
4. 取引証拠金の額等に係る社内責任者として総括責任者がその任に当たり、その内容について社内に周知徹底するとともに、顧客に周知する。

第14条（委託手数料の額）

当社の委託手数料の額を変更する場合は、取締役会の決議により行う。

第15条（不正資金の流入防止）

公金取扱者については、次の各号に規定する者等からの受託は行わない。ただし、次項に定める総括責任者の審査により受託を認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫等の金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接または間接に係わる者
- (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等のノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接または間接に係わる者

(3) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接または間接に係わる者

(4) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接または間接に係わる者

2. 商品取引契約の締結に際して口座設定申込書等により公金取扱者であることが判明した場合、「公金取扱者アンケート」を徴収する。さらに管理部顧客サービス課が電話または面談等の方法により確認を行った後、記録を作成する。総括責任者は当該記録等を精査のうえ受託の適否に係る審査を行う。

3. 管理担当者は、取引開始後も定期的に顧客に対して面談等を行い顧客の属性情報の的確な把握に努める。

4. 次の各号に掲げる事項に該当する場合には、管理を必要とする対象者として特定し、当該顧客の資金について管理部が調査を開始し、営業部門はこれに協力しなければならない。当該調査に関しては、記録を作成する。

(1) 当該顧客の入金累計額が1,000万円を超えることとなった場合には、当該委託者の資産状況等を第三者機関に調査を依頼する等、必要な措置を講ずる。

(2) 当該顧客の入金累計額が申告した流動資産を超えることとなった場合には、資金の性格や出所を把握するため、当該委託者しか知り得ない資金の具体的な根拠を確認する。

5. 前項の調査の結果、証明書類等の提出に応じないなど不正資金の流入が疑われる場合、または不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該顧客に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金および新規注文は受けない。

6. 前項の事項が発生した場合は、本人確認等に関する規程第8条に従うものとする。

第16条（入出金に係る管理措置）

当社は、顧客との間の入金および出金は原則として金融機関での振込みにより行う。ただし、やむを得ず現金による受渡しを行う必要がある場合には、以下に掲げる事項により行う。

(1) 外務員が取引証拠金等を顧客より現金で受領する場合には、あらかじめ金額を記載した当社発行の（取引証拠金）預り証または証の交付と同時に行う。

(2) 取引証拠金等を現金で支払いする場合には、あらかじめ金額を記載した受領書の受領と同時に行う。

(3) 現金での受渡しにあたっては、原則として複数の役職員で対応するものとし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、顧客管理責任者の承認を得ること。

第17条（顧客からの疑義および相談等の対応）

顧客からの疑義および相談等の対応は、本店管理部が行うものとする。ただし、顧客によっては支店の管理部および顧客サービス課に指示し、対応させるものとする。

第18条（勧誘方針）

当社は、適正な勧誘を確保するため勧誘方針を定め、店内掲示やホームページに掲載し、周知徹底を行うものとする。

第19条（広告・宣伝に係る管理措置）

当社は、委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うにあたり、法、受託契約準則、受託等業務に関する規則等その他関係法令を遵守し、かつ社内規則「広告に関する規則」を定めて適正に管理するものとする。

第20条（違反者に対する懲戒）

この規則の定めに違反する行為があったと認められたときは、関係者に対し、当社就業規則および顧客管理に係る罰則規程の定めにより厳正な社内処分を行うものとする。

第21条（変更と届出）

本規則の変更および届出は以下の通りとする。

- (1) 本規則を変更する場合は、取締役会議に諮り承認を得るものとする。
- (2) 本規則は、主務大臣および日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（付 則）

本規則は、平成11年6月1日より改定実施する。

本規則は、平成12年1月4日より改定実施する。

本規則は、平成12年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成13年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成14年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成15年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成15年6月6日より改定実施する。

本規則は、平成15年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成16年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成17年8月1日より改定実施する。

本規則は、平成18年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成19年10月1日より改定実施する。

本規則は、平成20年2月1日より改定実施する。

本規則は、平成20年12月1日より改定実施する。

本規則は、平成21年10月1日より改定実施する。

本規則は、平成21年12月1日より改定実施する。

本規則は、平成23年3月1日より改定実施する。